

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続き開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年12月19日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長 高橋 一浩

1 業務概要

- (1) 業務名 天塩川下流・留萌川 河川管理施設監理検討業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容
本業務は、天塩川下流及び留萌川の河川管理施設や河道の点検を実施し、その状態把握結果をもとに変状等を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき治水上の機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等の作成を行うものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - 1) 計画準備 1式
 - 2) 河川の状態把握 1式
 - 3) 現地調査 1式
 - 4) 点検結果評価案の検討等 1式
 - 5) 報告書作成 1式
- (3) 履行期間 令和6年3月14日から令和7年3月28日まで
- (4) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、下記に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- 1) 単体企業
 - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
 - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 参加表明者の経験及び能力
 - 2) 配置予定の技術者の資格、経歴及び能力、手持ち業務の状況
 - 3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力

- 配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性
 - (3) 評価テーマに関する技術提案
技術提案の的確性、実現性
 - (4) 参考見積
業務コストの妥当性
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

- (1) 担当部局
〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地
北海道開発局留萌開発建設部契約課 上席契約専門官（入札（業務））
電話：0164-42-2367
メールアドレス hkd-rm-rumoi-den@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和5年12月19日（火）から令和6年3月12日（火）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は13時00分まで）、電子入札システムにより交付する。
ただし、紙入札方式により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記5(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
令和5年12月19日（火）9時00分から令和6年1月5日（金）10時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によること。提出場所は上記5(1)に同じ。
- (4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
令和6年1月22日（月）9時00分から令和6年1月31日（水）10時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によること。提出場所は上記5(1)に同じ。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時点において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (6) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合は別途通知する。
- (7) 詳細は説明書による。